

3月 東京ビジネス・ロー・スクールのご案内

下請法・優越的地位濫用規制 の法務と実務

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

■講師 長澤哲也 弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所)

■日時 2010年3月19日(金)

午後1時30分～4時30分

(計3時間)

■会場 株式会社 商事法務 3階 会議室

(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

■受講料 31,500円(1名分,税込)

■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合,2人目から2,100円引きといたします。

■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

■定員 40名(申込順)

※会場での録音・撮影,パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

くわしくは,裏面申込要領をご覧ください。

開講の趣旨

▶カルテルや談合に対する独禁法規制が繰り返し強化され,自由競争秩序を維持するという独禁法遵守の意識はかなり浸透したといえるでしょう。しかし,自由競争は結果として地位の不均衡を生み出し,それが「下請いじめ」や「優越的地位の濫用」といった問題として噴出することがあります。

▶他方で,当事者間の交渉力の較差によって一方が他方に不利益を課す結果となることは,ある意味当然のことであり,私的自治の大原則に照らして,当事者間の合意内容につき法が介入して規制することは本来例外的でなければならないことです。

▶下請法や優越的地位濫用規制への対応は,もっぱら公正取引委員会のガイドラインに照らして判断せざるを得ませんでした。しかし,これは企業にとって事業活動の選択肢に関わる問題であり,あいまいな萎縮的に行動することは企業活力を阻害することにも繋がりがねません。

▶そこで本講座では,下請法や優越的地位濫用規制の内容について,その適法・違法の境界線に注目して解説するとともに,規制の実態について紹介し,実務対応を解説して参ります。

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2010年 月 日

(3/19)「下請法・優越的地位濫用規制の法務と実務」(31,500円 1名分)(但し 名分)

社名	〒 ()	部	部				課
業種	FAX ()	受					
住所 (郵便番号)		講					
※講義の参考のためご記入下さい。 ・年齢 歳 ・入社後 年 ・実務経験 年		部・コ	法・コ	07	業・コ		
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。()							

1. 下請法・優越的地位の濫用規制をめぐる近時の動向

- (1) 独禁法改正による課徴金対象化の背景
- (2) 下請法違反事例の傾向
- (3) 電子記録債権法施行と各種規則の改正

2. 法の解説と実務対応

- (1) 下請法と優越的地位濫用規制の位置づけ
- (2) 下請法の適用範囲
- (3) 下請法上の形式義務(書類の作成・交付・保存義務)
- (4) 代金減額, 支払遅延, 受領拒否, 返品, 契約内容の変更等の禁止

- (5) 購入・利用強制, 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (6) 買いたたきの禁止
- (7) セブンイレブン事件にみる最近の傾向

3. 規制の実態と実務対応

- (1) 独禁法上の手続と下請法上の手続の異同
- (2) 事件の端緒, 書面調査
- (3) 事件調査・処理
- (4) 自発的申告制度

4. 下請法違反・独禁法違反を防止するために

お申込要領

- 受講のお申込は, 所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ, 下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票, 振込用紙をご送付します。
- 受講料は, 講座開講日の3日前までに, お振込み下さい。尚, ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又, 特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので, ご都合の悪い場合は, 代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX 03(3664)8843(専用)
※FAXによるお申込は, 申込書を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話 03(5614)5650(ダイヤルイン)
- 振込先 <銀行> みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金(0132139)
口座・加入者名 株式会社 商事法務
※「振込手数料」は, ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので, 受講のお申込は, その点をご了承のうえ行って下さい。